

平成28年12月15日

報道機関 各位

国立大学法人広島大学

職員の懲戒処分について

本学職員に対し、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

本学職員が酒気帯び運転の上、ひき逃げ事故を起こしたことは、誠に遺憾であり、被害に遭われた方及び関係者の皆様に対して深くお詫び申し上げます。本学では今回の事態を真摯に受け止め、二度とこのようなことを起こさぬよう、全学を挙げて取り組む所存です。

記

1. 処分年月日 平成28年12月15日
2. 処分内容等
 - (1) 被処分者 契約職員（65歳・男性）
 - (2) 処分内容 懲戒解雇
 - (3) 根拠規定 広島大学契約職員就業規則第32条第5号及び第8号並びに第33条第1項第1号

3. 処分対象事案等の概要

被処分者（以下「同人」という。）は、振替休日である平成28年11月29日、コンビニエンスストアでアルコール飲料を購入して飲酒し、そのまま自家用車を運転して自宅に帰る途中、17時30分ごろ、東広島市高屋町桧山の国道375号線の交差点において、同市内の大学院生（22歳）が運転するバイクと衝突し、同大学院生に左手薬指骨折のけがを負わせた。同人はそのまま逃走し、事故現場から約2キロメートル離れた場所で警察官に職務質問され、18時20分ごろ、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕された。同人は12月1日、道路交通法違反（ひき逃げ）及び自動車運転死傷行為処罰法違反（過失運転致傷）の疑いで再逮捕され、現在も東広島警察署に勾留中である。

【本件に関する連絡先】

広島大学 社会産学連携室 広報部
広報グループリーダー 和木光江
TEL:082-424-6013